#### 令和5年度

#### 第1回 区連協 理事会

日時 令和5年4月14日(金) 理事会 14時~ 場所 花見川区役所2階 2-4会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
  - (1) 令和5年度役員選出について
  - (2) 令和5年度通常総会について
    - ①総会資料について
    - ②役割分担について
    - ③功労者表彰について
  - (3) 令和5年度要望事項について
- 3 その他
  - ①市連協専門部会員の選出について
  - ②事務連絡

. . . . . }

4 閉 会

# 令和5年度

## 千葉市花見川区町内自治会連絡協議会 役員

	• 1		
-			
T			
副会	- 長	•	
	1		
副会	\ E		
田川工	文文	•	
		• •	
会	計		
云	μl		
	<b>⊸</b> .1	÷	
会	計		
理	<del>事</del>		
理	事		
理	争		
-			
理理	事事		
-			
理	事		
-			
理	事		
理理	事事		
理理	事事		
理	事事		
理理	事事		
理理	事事		
理理	事事	. `	
理 理 理	事事事		
理 理 理	事事事	\tag{\tau}	つきが丘中学校区町内自治会連絡協議会
理理	事事	<u>8</u>	つきが丘中学校区町内自治会連絡協議会
理 理 理	事事事	<u>8</u>	つきが丘中学校区町内自治会連絡協議会
理 理 理 監	事事事事	÷.	
理 理 理	事事事	÷.	つきが丘中学校区町内自治会連絡協議会

## 令和5年度

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会

通常総会資料

日時 令和5年6月3日(土)午前10時 場所 瑞穂小学校 体育館

## 総会式次第

- 1 開会のことば
- 2 区連協会長挨拶
- 3 功 労 者 表 彰
- 4来賓祝辞
- 5 議長選出
- 6 議事録署名人選出
- 7 議 案 審 議
  - (1) 議案第1号 令和4年度事業報告
  - (2) 議案第2号 令和4年度収入支出決算報告
  - (3) 議案第3号 令和4年度収入支出決算監查報告
  - (4) 議案第4号 令和5年度会長及び副会長(案)の承認について
  - (5) 議案第5号 令和5年度監事の選任
  - (6) 議案第6号 令和5年度主要事業方針(案)
  - (7) 議案第7号 令和5年度収入支出予算(案)
- 9 その他
- 10 閉 会 の こ と ば

# 功労者氏名

(順不同·敬称略)

地区連協会長の部

地	区	連系	各協	議	会	名			*	氏	名	,
		,						*		 · (		
												, .
								,				

## 町内自治会長の部

中学校区名	町 内 自 治 会 名	氏 名
		` ;
. ,		
		,

# 会務報告

(1)報告第1号 令和4年度町内自治会の異動について

## 町内自治会の異動について

- 1 町内自治会の新規結成
- (1) 花見川こうやまき自治会

花見川中学校区・15番ニュー花見川ショッピング自治会と

23番花柏住宅自治会が結合して結成

世帯数・組 48世帯・6組(令和4年4月届出時点)

中学校区・番号. 花見川中学校区・27番

令和4年4月1日結成

# 議 案

議案第1号 令和4年度事業報告

議案第2号 令和4年度収入支出決算報告

議案第3号 令和4年度収入支出決算監查報告

議案第4号 令和5年度会長及び副会長(案)の承認について

議案第5号 令和5年度監事の選任

議案第6号 令和5年度主要事業方針(案)

議案第7号 令和5年度収入支出予算(案)

#### 令和4年度事業報告について

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会は、令和4年度の事業方針に基づき、 次のとおり会議等を開催し、事業を推進した。

### 令和4年4月8日 第1回理事会

花見川区役所会議室において、理事会を開催した。

#### 【議題】

- 1 令和4年度役員選出について
- 2 令和4年度通常総会について

上記事項について協議し、令和4年度役員候補者を選出した。また、令和4年度通常総会について書面開催の提案がされ承認された。

- 3 令和4年度要望事項について 上記事項について説明し、提出を依頼した。
- その他
- ① 令和4年度ごみ問題検討委員の選出について上記事項について委員3名を選出した。
- ② 市連協関連行事について 上記事項について説明した。

# 令和4年4月8日 会計監査

花見川区役所において、出納関係書類の監査を実施 し、決算は計数的に正確であり内容も適正なものと認定 された。

#### 【議題】

- 1 令和3年度事業報告及び収入支出決算監査 (事業報告書・収入支出決算書)
- 2 書類監査(出納書類、預金通帳確認)
- 3 監査講評

令和4年5月13日 (書面開催) 第2回理事会	新型コロナウイルスの関係で、書面開催とした。 【議題】 1 令和4年度 通常総会の資料の確認について 上記資料について承認された。
令和4年5月21日 (書面開催) 通常総会	新型コロナウイルスの関係で、書面開催とし、下記の事項について承認された。 [会務報告] ・令和3年度町内自治会の異動について
	[議案審議] ・令和3年度事業報告について ・令和3年度収入支出決算報告について ・令和3年度収入支出決算監査報告について ・令和4年度会長及び副会長(案)の承認について ・令和4年度監事の選任について ・令和4年度主要事業方針(案)について ・令和4年度収入支出予算(案)について
令和4年7月13日 第3回理事会	花見川区役所会議室において、理事会を開催した。 【議題】 1 令和4年度 区連協要望事項について 2 令和4年度 研修事業について 上記事項について協議し、令和4年度市連協要望及び区 連協要望について決定した。また、研修事業の中止を決 定した。

- その他
- ① 区連協への負担金について 上記事項について依頼した。
- ② 区町内自治会連絡協議会運営補助金の交付について
- ③ 地区連協交付金の交付について上記2事項について報告した。
- ④ 令和4年度花見川区民まつり実行員会総会決議の結

	果について
	上記事項について承認された旨報告した。
令和4年11月11日 第4回理事会	花見川区役所会議室において、理事会を開催した。 【議題】 1 令和4年度 区連協要望事項の回答について 上記回答について報告した。
令和5年1月13日	花見川区役所会議室において、理事会を開催した。
第5回理事会	【議題】 1 令和5年度総会までのスケジュールについて 上記について確認した。
	・その他 ① 地区連交付金の実績報告について 上記について説明し、実績報告の提出を求めた。
	② 令和5年度区民まつり実行委員について 上記について区民まつり実行委員の見直し(案)の 説明を行った。
令和5年3月17日 第6回理事会	花見川区保健福祉センターにおいて、理事会を開催した。
	【議題】 1 令和4年度事業報告について 2 令和4年度収入支出決算見込みについて 3 令和5年度主要事業方針(案)について 4 令和5年度収入支出予算(案)について 5 令和5年度通常総会における功労者表彰対象者の推薦について 6 令和5年度通常総会における役割分担について
	上記事項について協議し、通常総会での役割等について確認した。

F葉i	市花	見川	区町内	1目治会	<b>会連絡協</b>	議会(	、単位:	뉙;
"	18.5						N. MARKET	

٠Ē	科		1	令和4年度予算額		収入済額		訳	比 較 増 減	Table
	項		į.	1 行机4 牛皮了异似	1,34	①+②	市補助金	会費② (自主財源)		
	助	金	区連協補助金	1,555,000		1, 555, 000	1, 555, 000	0	0	地区連協交付金含む
皇	1 担	金	負 担 金	45, 000		45, 000	0	45, 000	0	地区連協負担金
事	業	費	研 修 費	156, 000		0	0	0	<b>▲</b> 156,000	
絼	越	金	前年度繰越金	142, 024	, ,	142, 024	0	142, 024	0	
州	<b></b> 収	入	雑収フ	10		3	0	3	<b>A</b> 7	預金利子
		計		1, 898, 034		1, 742, 027	1, 555, 000	187, 027	<b>▲</b> 156, 007	

#### 支 出

		ŋ	科	目		<b>I</b>		令和4年度予算額	支出済額	①+②	内 補助対象 ①	訳 補助対象外 ②	比較増減	摘。秦
_ 耳	¥ ′ ′ ′ ′			事	•	務	費	250,000		231, 681	231, 681	, 0	<b>▲</b> 18,319	9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
F	7.	,	<u> </u>	総	<u> </u>	<del></del> 会	費	130,000		41, 541	41, 541	0	▲ 88, 459	
	¥	請	義	役	員	会議	費	10,000		843	843	0	<b>▲</b> 9, 157	三役会・理事会費用他
, 浸	₹ \	章	· 费	表		彰	費	75,000		50,000	50,000	. 0	<b>▲</b> 25, 000	受賞者記念品代他
F	1 8	r r		研	. ( ;	修	費	310,000		0	0	0	<b>▲</b> 310,000	
Ē	<b>事</b>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	業費	広		報	費	80,000		67,650	67,650	. 0	<b>▲</b> 12, 350	自治会加入促進
<u></u>	<del></del>	<u> </u>	費	費	用	弁	償	90,000		67, 000	67,000	0	▲ 23,000	理事、監事への旅費
, <u> </u>	<u> </u>	ß		+		際	費	30,000		3,000	3,000		<b>▲</b> 27,000	名刺交換会
É	 }	نبيد		子	. 4	備	費	84, 704		0	0	0	<b>▲</b> 84, 704	
ļ	<u></u>			4-	<del></del>	協交(	寸 金	838, 330		838, 330	838, 330	0	0	
			計	1	<u> </u>			1, 898, 034		1, 300, 045	1, 300, 045	0	<b>▲</b> 597, 989	

差 引

	 二				- 'V			
÷	— د الناب			.0.				107 027
. *	A 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	and the second	はカス・土山	S 1 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 +	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	441, 982	254, 955	187,027
	 1.0	- 4 - 1	収入一文田		- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	411,004	1	1,17
	 ***	1, 4	V-V	and the contract of the contra		1 1	the state of the s	

(市への返還金)

繰越額)

## 令和4年度収入支出決算監查報告

#### 監査対象

令和4年度千葉市花見川区町内自治会連絡協議会 収入支出決算書及び関係帳簿証書等

#### 監査期日

令和5年4月14日

#### 監査結果

- ①現金出納の適否については、正確であり適正に管理されていると認める。
- ②収入支出決算書及び関係帳簿証書等の整備は適正であると認める。

令和5年4月14日

監	事	·		
		· · .		

監事

# 令和5年度 会長及び副会長(案)の承認について

会 長

副会長

副会長

# 令和 5 年度監事の選任

監事

監事

## 令和5年度主要事業方針(案)

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会は、会則に掲げられた目的を達成する ため、市及び区役所と連携を密にして協力し合い、次の事業を行う。

1 町内自治会の加入促進に関すること

未加入世帯やマンション等へ町内自治会の必要性を周知し、市内6区でも 高い町内自治会加入率を堅持する。

2 要望事項等の解決推進に関すること

区内各地域に存在する諸問題に関する区連協要望事項・市連協要望事項及び地域に身近な要望等を、行政と協議しながら、解決推進を図る。

3 研修視察の実施に関すること

地域活動に資する研修を実施し、各単位町内自治会活動の充実と会員間の協調・親睦を図る。

4 区民相互の交流に関すること

他団体と連携しながら、世代を超えた区民相互の交流を通じ、連帯意識を 高め、地域社会の発展に寄与する。

花見川区民まつりへの協力を行い、内容の充実を図る。

- 5 防災対策への一層の協力・要請に関すること 区と連携しながら、自助・共助による災害時の対応力や防災力の向上を図 り、減災体制の確立を目指す。
- 6 安全・安心なまちづくりの推進に関すること 地域の安全のため、防犯パトロール及びボランティア等と連携し、地域防 犯体制の強化を図る。

# 令和5年度会議予定(案)

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会は、事業方針に基づき、次のとおり 会議等を開催し、運営上必要な事項について審議する。

年 月	内 容	備考
通年	加入促進活動	リーフレット・チラシ配布等
通年	防災・防犯に 関すること	
令和5年4月14日	理事会①	令和5年度役員の選出 令和5年度総会資料の確認等
	会計監査	令和4年度会計監査
令和5年5月19日	理事会②	令和5年度総会の諸準備等
令和5年6月3日	通常総会	令和5年度通常総会
令和5年7月	理事会③	要望内容の確認・提出等 研修視察の方針等
令和5年10月	理事会④	要望事項の回答等 研修視察等
7和3年10月	区民まつり	事業協力・広報等
令和5年11月	研修視察	•
· 令和 6 年 1 月	理事会⑤	研修視察決算報告等
令和6年 3月	理事会⑥	令和5年度事業報告 令和5年度決算見込み 令和6年度事業計画案 令和6年度収入支出予算案等

## 令和5年度 収入支出予算書 (案)

収 入

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会(単位:円)

-		科		V.,	目	,	本	年度予算額	内	訳		11. <del>15.</del> 186 3.45		Lety THE
, ,		—— 項			目 /			1)+2	市補助金 ①	会費② (自主財源)	前年度予算額	比較増減	前年度実績額	摘   要
. ,	補	助	金	区)	車協 補	助金		1, 559, 000	1, 559, 000		1, 555, 000	4, 000	1, 555, 000	地区連協交付金含む
	負	担	金	負	担	金		45, 000		45, 000	45,000	0	45, 000	地区連協負担金
	事	<del></del> 業	費	研	修	費	,	156, 000		156, 000	156, 000	~_^	0	研修視察参加者自己負担分
	繰	越	金	前年	下度 繰	越金	à	184, 027		184, 027	142, 024	42, 003	142, 024	
	<del></del> 雑	収	٨	雑	収	入		10		10	10	0	3	預金利子
		,	言	<del> </del>				1, 944, 037	1, 559, 000	385, 037	1, 898, 034	46, 003	1, 742, 027	

支 出

		;	科		目		,	本年度予算額	内	訳	No fee who we have there	11 44 136 25	No fee the second state	1 <del>44</del>
		項				目.	. ,	1)+2	補助対象 ①	補助対象外 ②	前年度予算額	比較増減	前年度実績額	摘    要
闡	<u> </u>	務		事	. ,	務	費	300, 000	300, 000		250, 000	50, 000	231, 681	町内自治会のしおり、事務用品代他
		=>4		総	;	会	費	130, 000	130, 000		130, 000	0	41, 541	総会資料印刷代他
Ī	₹ :	議	負	役	員	会議	費	10,000	10, 000		10,000	0.	843	市連協·区連協他
·	₹	彰	費	表		彰	費	75, 000	75, 000	0	75, 000	0	50, 000	受賞者記念品代他
		علاد	=#	研		修	費	350, 000	194, 000	156, 000	310,000	40, 000	0	視察研修会費用
1	<b>-</b>	業	. 質	広	•	報	費	80,000	80,000		80,000	0	67, 650	自治会加入促進他
方	<b>*</b>		費	費	用	弁	償	80,000	80,000		90, 000	<b>▲</b> 10,000	67, 000	理事、監事への旅費
3	2	際	費	交	. ,,,,,,,	際	費	30,000	20,000	10,000	30, 000	0	3, 000	名刺交換会、慶弔費他
2	<del>ر</del>	備	費	予		備	費	56, 027	0	56, 027	84, 704	<b>▲</b> 28,677	0	
. 3	ξ	付	金	地。[	区 連	協交	付 金	833, 010	833, 010		838, 330	<b>▲</b> 5, 320	838, 330	
	,	* * ·		<b>計</b>		4		1, 944, 037	1, 722, 010	222, 027	1, 898, 034	46, 003	1, 300, 045	

## 千葉市花見川区町内自治会連絡協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は千葉市花見川区町内自治会連絡協議会と称する。

(事務局)

- 第2条 本会の事務局は、花見川区役所内に置く。
  - 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(目 的)

第3条 本会は、花見川区内町内自治会連絡協議会相互の連絡、協調と親睦を図り、これらを通して区内の町内自治会活動を積極的に推進し、区行政に協力するとともに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

#### 第2章 組 織

(組 織)

第4条 本会は、原則として花見川区の町内自治会長を会員とし、別表の地区町内自治会連絡協議会をもって組織する。

(事 業)

- 第5条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行なう。
  - (1) 町内自治会および地区町内自治会連絡協議会との連絡調整に関すること。
  - '(2)住民相互の融和及び連帯意識の高揚に関すること。
    - (3) 町内自治会に共通する問題について調査研究を行なうこと。
    - (4) 千葉市町内自治会連絡協議会及び関係当局その他の団体との連絡及び協力に関すること。
    - (5) その他必要な事項に関すること。

(役 員)

第6条 本会は次の役員を置く。

会 長 1名

理 事 若干名

副会長 2名

監事 2名

会 計 2名

(役員の選出)

- 第7条 会長及び副会長は、理事の互選により選出し総会の承認を受けるものとする。
  - 2 会計は、理事のうちから会長が選任し理事会の承認を受けるものとする。
  - 3 理事は、地区町内自治会連絡協議会長をもってこれに充てるものとする。
  - 4 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。

(役員の職務)

- 第8条 会長は本会を代表し会務を総理する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 3 会計は、会長の指示を受けて本会の会計及び経理を司る。
- 4 理事は、理事会を組織し会長の指示を受けて会務を司る。
- 5 監事は、本会の経理を監査する。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
  - 2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。 (専門部会)
- 第10条 本会の目的達成のため、専門部会を設けることができる。
  - 2 専門部会に関し必要な事項は、理事会にはかり会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

- 第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。
  - 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

#### 第3章 会 議

(会議)

第12条 会議は、総会、理事会及び三役会とする。

(総 会)

- 第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
  - 2 通常総会は、毎年度当初に、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3 分の1以上の請求があったときに開催する。
  - 3 総会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 事業会計及び事業報告に関する事項
  - (2) 予算及び決算に関する事項
  - (3) 会則の改正に関する事項
  - (4) その他重要なる事項
  - 4 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

- 第14条 理事会は、会長が必要があると認めたときに、会長が召集し、会長が議長となる。
  - 2 理事会は、本会の運営上必要な事項について審議する。
  - 3 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(三役会)

- 第15条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって組織する。
  - 2 三役会は、会長が必要があると認めたときに、会長が召集し、会長が議長となる。
  - 3 三役会の審議する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 理事会に提出する事項の審議に関すること。
    - (2) 会務の執行上必要なこと。

#### 第4章 会 計

第16条 本会の経費は、負担金、寄付金、補助金及びその他をもって充てる。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

#### 第5章 補 則'

第18条 本会則の改正は総会の議決によるものとする。ただし、別表の変更については、 理事会の承認によることができる。

第19条 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

附 則

1 この会則は、平成4年5月16日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成7年5月20日から施行する。

附則

1 この会則は、平成19年5月12日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成28年5月21日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成29年4月7日から施行する。

# 各地区連絡協議会一覧表 (別表)

地区	小 学 校 区
花園中学校区 (第7地区)	検見川小学校 畑小学校 花園小学校 瑞穂小学校
こてはし台中学校区	こてはし台小学校
(第10地区)	横戸小学校
幕張中学校区 (第11地区)	幕張小学校 幕張東小学校 幕張南小学校
花見川中学校区 (第22地区)	花見川小学校 柏井小学校 花島小学校
天戸中学校区	長作小学校
(第35地区)	作新小学校
さつきが丘中学校区	さつきが丘東小学校
(第40地区)	さつきが丘西小学校
犢橋中学校区 (第42地区)	<b>犢橋小学校</b>
朝日ヶ丘中学校区	西小中台小学校
(第46地区)	朝日ヶ丘小学校
幕張本郷中学校区	上の台小学校
(第48地区)	西の谷小学校

# 令和4年度

# 花見川区町内自治会連絡協議会 要望事項

千葉市町内自治会連絡協議会 (花見川区分)要望事項

#### 令和4年度花見川区連協要望回答依頼先一覧

No.	中学校区	要望事項	担当課名
1	花園中学校区	大賀ハスのふるさと東大旧緑地植物実験所の今 後の展望について	総合政策局総合政策学部政 策調整課 都市局公園緑地部緑政課
2	こてはし台中学校区	花見川区大日町地先宇那谷町18号線交差点改善、三角町54号線の歩道整備、大日町4号線から国道16号内回りへの右折レーン設置、および有休農地、雑地転用の駐車場、重機置き場、リサイクル金属買取施設対策について	環境局保全部環境規制課 建設局道路部道路計画課 都市局都市部都市計画課 都市局建築部建築指導課 環境局資源循環部産業廃棄 物指導課
3	こてはし台中学校区	横戸町23号線道路拡幅に関する計画通りの推 進について	建設局道路部道路建設課 市民局市民自治推進部地域 安全課
. 4	花見川中学校区	市道天戸町・柏井町線の柏井小学校前交差点から八千代市ファミリーマート前信号までの拡幅 整備(約100m)について	建設局道路部道路計画課
5	花見川中学校区	柏井小学校前信号から弁天橋までの拡幅整備 (横戸町78号線)について	建設局道路部道路計画課
6	花見川中学校区	新鷹の台第二自治会内の主要道路の一つである 柏井西14番通りの鷹の台ドライビングスクー ルもどり線のNTT電話柱の電話線等を東電柱に共 架し、NTT電話柱を撤去することについて	建設局土木部花稲土木事務 所管理課 総務班

## 令和4年度市連協要望回答依頼先一覧(花見川区)

		•		
	. Ño.	地 区	要望事項	担当課名
	1	花園中学校区	花見川河川敷の環境整備と観光資源としての活 用について	都市局公園緑地部緑政課 花見川稲毛公園緑地事務所
-	2	幕張中学校区	幕張町五丁目中心街から海浜幕張方面へ向かう 道路に付き、安全確保・利便性向上のための歩 行者用交差点改良について (平面交差)	市民局市民自治推進部地域安全課
	3	花見川中学校区	花見川区のシンボルである花見川の全流域を公 園化することについて	都市局公園緑地部緑政課

#### 要望 1

#### 「大賀ハスのふるさと東大旧緑地植物実験所の今後の展望について」

東大が旧緑地植物実験所から撤退し、その後を地元の自治会などで構成する大 賀ハスのふるさとの会が管理して、大賀ハスなど多くの花ハスの栽培を継続して本 年で11年目に入りました。

おかげさまで千葉市や花見川区のご支援のもと地域の協力やボランティアの参加を得て観蓮会を継続することができました。本年もコロナ禍が収束したとは言えない中で、また猛暑にもかかわらず多くの皆様の参加を得て千葉市の提唱する「大賀ハス開花70周年記念事業」の「花園ハスまつり観蓮会」として開催することができました。

これは、大賀博士による大賀ハス発祥の地として、また、大賀ハス開花の地に隣接する東大旧緑地植物実験所で活動する大賀ハスのふるさとの会にとって、大変喜ばしいまた誇らしいことでもありました。

また大賀ハス開花70周年にあたり我々の活動が多くのメディアに取り上げていただきました。これらは日頃からご支援くださる多くの皆様、地域の皆様、そして実際の活動に関わる多くのボランティアの皆様のご支援によるものと心から感謝申し上げます。

また、発足以来続けられている。氏のご指導と献身的な援助がなければ、このようなハス圃場を維持することはできないことを付け加えさせていただきます。

私たちは今後も一層努力してこの事業を継続してまいります。どうかこれからもご 指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

この土地は千葉市の貴重な里山であり、文化遺産でもあります。私たちがここで 大賀ハスはじめ多くの花ハスを栽培すればするほど、この環境の素晴らしさを感じ ています。そしてなんとかしてこの土地を長く活用していきたいという気持ちが強く なってまいります。

大賀ハスは千葉市都市アイデンティティの戦略プランの一つとして取り上げられています。この地はまさにそれにふさわしい場所です。私たちは、千葉市が大賀ハスの発祥の地として、もっと声を大きくしてPRしてよいと思います。

私たちの提案「緑地植物実験所」を「大賀ハス記念公園」として活用する。

- ① 花ハス圃場の継承
- ② 里山状の敷地全体の環境保全
- ③ 利用可能な温室の活用
- ④ 児童・生徒の研修の場所として活用

#### 回答

日頃より、大賀ハス文化の伝承の普及活動に取り組んでいただきありがとうございます。今年度は、花園ハスまつり観蓮会が開催され大変喜ばしい限りです。

東京大学旧緑地植物実験所用地において、地元の市民団体(大賀ハスのふるさとの会)の皆様がハスの管理・育成を行い、観蓮会を継続して行える環境が維持できるように、引き続き東京大学に対して、同実験所用地の無償賃借の継続をお願いして参ります。

(政策調整課)

#### 要望2

「花見川区大日町地先宇那谷町18号線交差点改善、三角町54号線の歩道整備、大日町4号線から国道16号内回りへの右折レーン設置、および有休農地、雑地転用の駐車場、重機置き場、リサイクル金属買取施設対策について」

当該地域は国道16号以東、千葉市北端に位置し四街道市と佐倉市、八千代市にも隣接しています。当該地域には多くの休耕農地や雑地が存在し、千葉北インターからも近いことから近年、これら遊休地にトラックや重機の駐車場(置き場)、リサイクル金属買取施設、中古車両の解体、中古車両のコンテナー輸出施設、産排処理、流通施設が次から次へと新設されております。特に、海外資本による雑地の買い取りと、地形変更が顕著となっています。

私たちは遊休地の有効活用としてこれら農地や雑地が合法的に転用されていくことに対して一定の理解を示しますが、この地域には4,000人を超す市民が日々の生活を営んでおり、周囲状況のこれら急変に対し、大きな不安を抱いております。特に、これら施設関連の大型車両が朝夕、大日町3号線・三角町54号線・宇那谷町56号線と大日町4号線の2ルートを通って国道16号、千葉北インター方面間を走行し、大渋滞や路面劣化の加速化、更には、事故発生の危険性が増大しております。

かかる状況下、以下項目について善処お願いします。

①大日町地先宇那谷町18号線と三角町54号線交差点の早急なる改善本件については4年目の継続要望で、土地の取得が必要で進展していない、との回答がありましたが、地権者との取得交渉を前進させ、早急なる工事着手をお願いします。別紙写真のように、み春野や大日町からこてはし台小学校への通学路にあることから、子供たちの安全確保のために真剣に取り組んで頂きたいと思います。大掛かりな立ち退きが必要な土地は見当たらないことから、強力な取得交渉で前進させて頂きたいと思います。角地にある建物は廃屋となっています。

#### ②三角町54号線への歩道整備

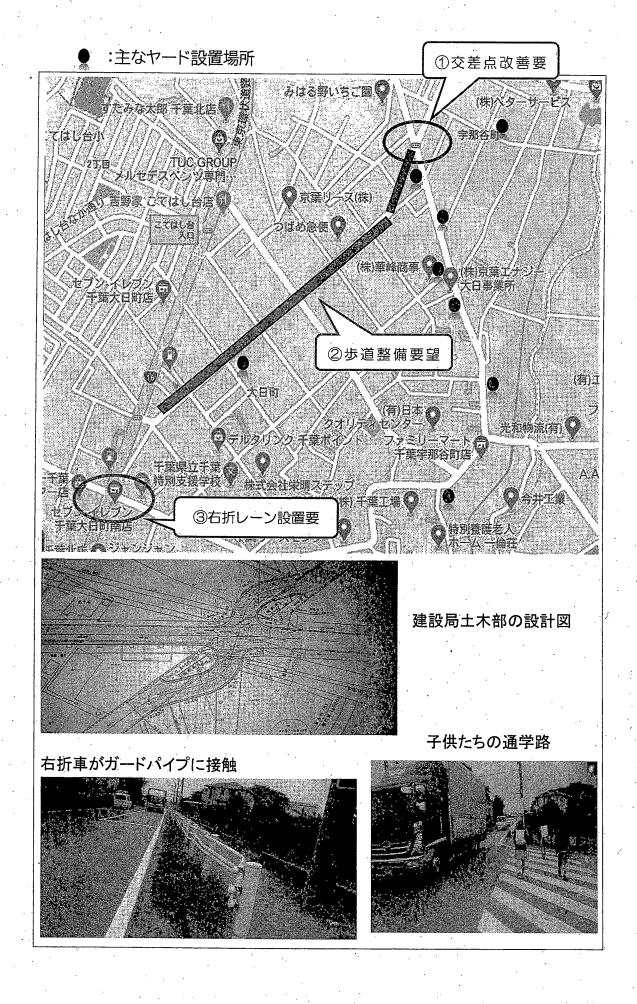
上記交差点から国道16号方向への当該道路には、片側にのみ歩道が設置されているが、反対側への歩道設置をお願いします。それにより、高校生などの自転車通学の安全性向上が期待できます。また激増しているトラック車両の安全走行にも寄与できます。

③大日町4号線から国道16号へ右折する専用レーンの設置をお願したい。 当該交差点は特別支援学校そばに位置し、交通量増大が顕著で、右折レーンが ないため、特に朝夕の大渋滞の一因にもなっています。セブンイレブン駐車場の一部を取得すれば右折レーン設置が可能です。

④当該地域における遊休農地の駐車場や重機置き場、スクラップ処理施設への転換が進展している現状を、市はどう見ているのか、どういう将来図を描いているのか、お示し願います。また、本地域が市街化調整区域に指定されているが、見直しができないかご検討願います。(本項目についての回答は今までの回答に含まれていません。)

特に交通問題、環境問題に配慮したきめ細かな対応と、将来図設計を要望します。 特にヤードは外資が直接的に間接的に取得しているケースが多く見られ、計画段 階から地域町内・自治会に丁寧な説明をするようご指導願います。また、ヤードの 囲い塀が道路ぎりぎりに建てられ、車輛の視界を遮っているケースが多く、警察と 連携しその面での指導・規制措置を検討頂きたく思います。ヤード内で何が行われ ているのかも不明で、管理責任者、連絡先の表示も無いケースが散見されます。

⑤上記ヤードのうちリサイクル金属買取施設が増加しており、実態は廃棄された機器類から金属を取り出し、買取、分別、海外への出荷を行っており、廃棄物処理法の範疇で規制、取り締まりができないかご検討願います。分別時の騒音、匂い、自然発火による火災が発生しています。特に、騒音や汚水処理について、厳しく監視していただきたく思います。



#### 回答

①② 三角町 54 号線と宇那谷町 18 号線の交差点改良ならびに三角町 54 号線の 歩道整備は、用地取得が困難であり、事業を休止しておりましたが、事業再開に向 けた検討を行うため、現在、現地の測量を実施しております。

今後、早期に整備がなされるよう努めて参ります。

③ 右折レーンの設置については、今後、事業化に向け検討をしていきたいと考えています。

(建設局道路部道路計画課)

#### ④市街化調整区域の見直しについて

本市では、令和5年度を開始年度として策定する次期基本計画にあわせて都市計画の総合的な見直しを進めていくこととしており、見直しにあたっての基本的方針である『千葉市都市計画見直しの基本方針』を令和3年8月に策定・公表しました。本基本方針において、区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)見直しの考え方を示しています。

無秩序な市街化を防止し良好な市街地の形成を図るため、「市街化を抑制すべき区域」として市街化調整区域を定めておりますが、その見直しについては、上記基本方針にて「市街化区域への編入の考え方」を示しており、地域の状況を勘案すると、見直しは難しい状況です。

(都市局都市計画課)

#### ④「環境問題に配慮したきめ細かな対応」に対する回答

市内の重機置き場等において発生する騒音や振動などの環境問題への対応については、苦情が市民から寄せられた際にはその都度速やかに現地確認を行い、所管する環境法令に基づき必要な届出や規制基準の遵守等を指導しているところです。

今後も、苦情が寄せられた場合など機会を捉えて現地確認を行うとともに、適宜事業者の指導を行って参ります。

(環境局資源循環部環境規制課)

## ④ヤードの囲い塀が道路ぎりぎりに建てられていることについて

ヤードの外周部に設けられた囲いについては、それらを「建築物」として扱う場合、 構造の種別に応じて、建築基準法への適合性が求められます。

同法に違反している場合や、維持管理の状況が悪く安全性に問題がある場合は、所有者に対し是正指導を行うことになります。

(都市局建築指導課)

#### ⑤「リサイクル金属買取施設」に対する回答

リサイクル金属買取施設につきましては、保管している機器類は事業者が買い取ったものであることから、廃棄物処理法における規制対象である廃棄物として認定することができず、対応に苦慮しているところですが、令和元年10月から環境局、都市局、消防局合同で立入調査を実施するとともに、3局で対策会議を立ち上げ、情報共有や指導方法の検討等を行っております。

買い取った機器であっても、廃棄物処理法において届出義務等が定められている 有害使用済機器が発見された場合には、法に定める届出や保管基準等を遵守する よう、適宜指導をして参ります。

また、スクラップヤード対策として、令和3年11月にスクラップの保管高さや火災対策等の保管基準や立地基準を含む全国初の設置許可制を含めた「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例」を施行しました。保管基準等が順守されない事業場に対しては同条例に基づいて指導を行っております。

(環境局環境保全部産業廃棄物指導課)

#### 要望3

#### 「横戸町23号線道路拡幅に関する計画通りの推進について」

横戸町23号線の拡幅工事にあたり、関係部署、工事関係者の皆様にご努力 頂いております事に対し、厚く御礼申し上げます。

拡幅の要望から約30年が経ちました。平成30年度、計画通り約90mの工事が終了となり、全体の約80%部分の工事が完了しております。地元横戸台団地住民の強い要望の中、バス「花まわる号」の開通、コンビニエンスストア「ローソン」の開店等で、車両の通行量も年々多くなり、未完成部分のタイヤ置き場隣接箇所が狭い為、すれ違い時の危険が日を増すごとに増大している現状です。

最近は、通り抜ける車両の交通量が極めて多くなり、歩行者・自転車での通行には危険や恐怖を感じるとの声があがっている状況です。接触事故も発生しており、安全な通行が保てない状況です。早急の対応がなされないと大事故につながると思われます。

2019 年秋に、第10地区町内自治会連絡協議会の蜂巣会長、横戸台自治会宮本前会長が、地主様に面談する機会があり、先方のお気持ちをお伺い致しました結果、「地主様は全くの拒否姿勢ではなく、土地売却の気持ちがない訳ではない様子であった」との事です。

未整備区間90mの完成は、平成30年度の予定でしたが進展しておりません。地主様の心情に充分ご配慮の上、早期の用地取得交渉を進めて頂き、未整備な区間の1日も早い完成に向けて、切にお願いする次第でございます。尚、完成の後は速やかに「ローソン前の交差点」1カ所に安全確保の為の「信号機設置」に対するご支援を含み、何卒宜しくお願い申し上げます。



#### 回答

要望箇所については、土地所有者に連絡を試みておりますが面会が実現せず、事 業協力が得られていない状況です。

今後も引き続き、未整備区間90mの完成に向け、土地所有者から協力が得られる よう交渉を進めて参ります。

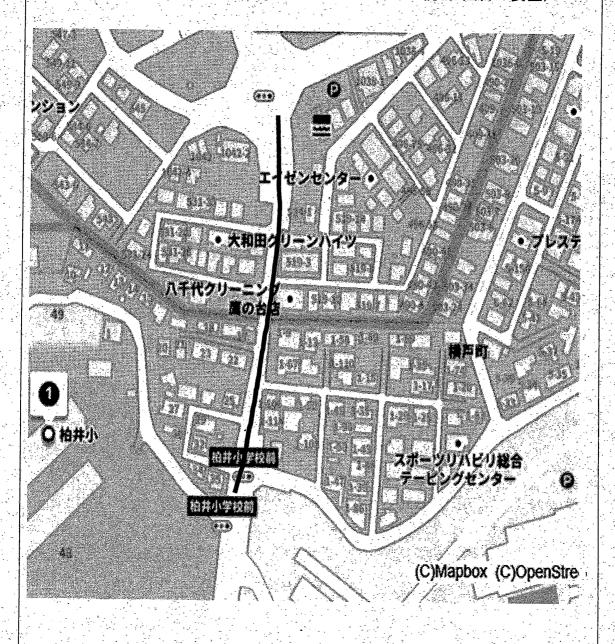
(建設局道路部道路建設課)

#### 要望4

「市道天戸町・横戸町線の柏井小学校前交差点から八千代市ファミリーマート前信号までの拡幅整備(約 100m)について」

市道天戸町・横戸町線の柏井高校入口から柏井小学校前交差点までの拡幅整備事業は令和4年2月に完成し、歩道、自転車レーンも整備されたので、八千代市ファミリーマート前信号までの約 100m(千葉市側、八千代市側含む)の延伸拡幅整備工事の早期着工を要望します。

本道は京成大和田駅前通りに接続しています。(昨年に続き3回目の要望)



#### 回、答

柏井高校入口交差点から柏井小学校前交差点までの歩道整備が完了したことから、その延伸となる八千代市境までの約60m区間を、都市計画道路園生町柏井町線として事業化する予定であり、今年度は、周辺の地形を把握するための測量を実施いたします。

八千代市区間については、八千代市から事業化の見込みが立っていないと伺っておりますが、今後調整して参ります。

(建設局道路部道路計画課)

#### 要望5

「柏井小学校前信号から弁天橋までの拡幅整備(横戸町78号線)について」

16 号線からの車両が激増しており、朝夕のラッシュ時には鷹の台東 9 番通り付近まで渋滞している。

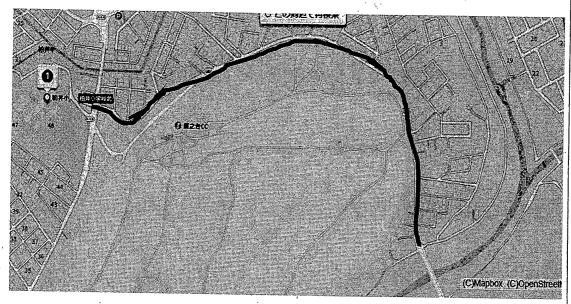
また本道は柏井小学校への鷹の台地区の児童、生徒の通学路になっているだけでなく、花見川中学校への自転車通学の中学生や通勤者の道路にもなっており、車と自転車が混在した接触事故が頻発している。

ゴルフ場側のフェンスには毎年数件の衝突事故が起きている。鷹の台カンツリー俱楽部も大事故を憂慮しており、拡幅整備せざるを得ないと言っている。

弁天橋付近はゴルフ場側に住宅があるため住宅以外のエリアをゴルフ場側に約4mセットバックし全幅 12m道路(車道3m×2=6m、自転車レーン

1.5m×2=3m、路上施設帯 0.5m×2=1m、歩道2m)とする案。 現況幅員約8m。

また弁天橋を基準にすると東側の民家もセットバックする必要がある。



#### 回答

ご要望の横戸町78号線は、柏井小学校の通学路であり、交通量も多いことから対策の必要性を認識しております。

しかしながら、園生町柏井町線の八千代市境までの延伸部整備について現在検討をしていることから、その進捗を見極めて事業化の検討をしていきたいと思います。

(建設局道路部道路計画課)

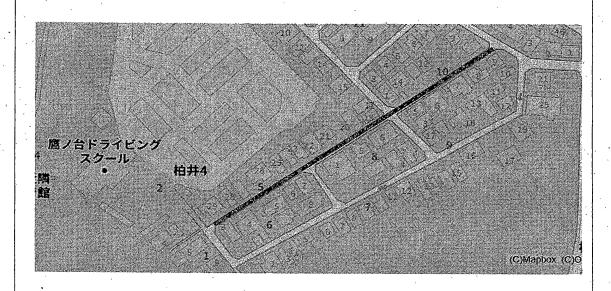
## 要望6

「新鷹の台第二自治会内の主要道路の一つである柏井西14番通りの鷹の台ドライビングスクールもどり線の NTT 電話柱の電話線等を東電柱に共架し、NTT 電話柱を撤去することについて」

本年3月に新鷹の台第二自治会で火災が発生したが道路が狭溢なため消防車の 侵入に時間を要し、人的被害はなかったものの家屋は全焼し、隣接家屋も被害を受けた。

本道は鷹の台ドライビングスクールのもどり線のため車両の通行量が多く、未熟なドライバーも多い。

狭溢道路を少しでも通りやすくするため道路の両側に建てられている東電柱とNTT電話柱(6本)やその支柱を整理し、NTT電話柱の配線(電話線以外の有線を含む)を東電柱に共架し、NTT電話柱を撤去することにより、実質的に道路の有効利用巾を約50cm広げることができるので近接住民や鷹の台ドライビングスクール利用者にはかなり通りやすい道路になる。



## 回答

ご要望の NTT 電話柱についてですが、占用者である NTT に対して建柱の経緯や東電柱に共架し電話柱を撤去することについて、調査を依頼しております。

(建設局土木部花見川稲毛土木事務所管理課)

## 要 望 1

「花見川河川敷の環境整備と観光資源としての活用について」

区内を流れる一級河川である「花見川」は区の名称になっているように、市(区)における重要な資源として認識しており、花見川を整備することで、多くの人々を呼び込みまた自然環境向上のメリットが得られるものと考えます。

しかし残念ながら美浜区から花見川区に遡ったあたりから両岸とも整備されたとは 言い難い様相を示しています。花見川区流域も千葉市のウォーターフロントとして整 備していただきたいと思います。

まず、看板施設のサイクリングコースですが、ここは残念ながら本式のサイクリングロードではありません。むしろ通勤・通学などの生活道路として使用されており、これにウォーキングや散歩が加わり、地域にとって重要な道路となっています。サイクリングと生活道路として両立させるとすれば、もう少し整備していただくようお願いします。

注意標識やロードペインティングの注意喚起標識は多少増えましたが、まだ暴走自転車を見かけます。さらに一考を要します。

いつもお願いしている河川敷の整備ですが、相変わらず河川敷が見えないほどの 葦や笹の繁茂は解消していません。岸辺の自然を残すのは大切ですが、程度の問題だと思います。

もう少しなんとかならないかと、瑞穂自治会のボランティアによる岸辺の草刈りを実施してみました。

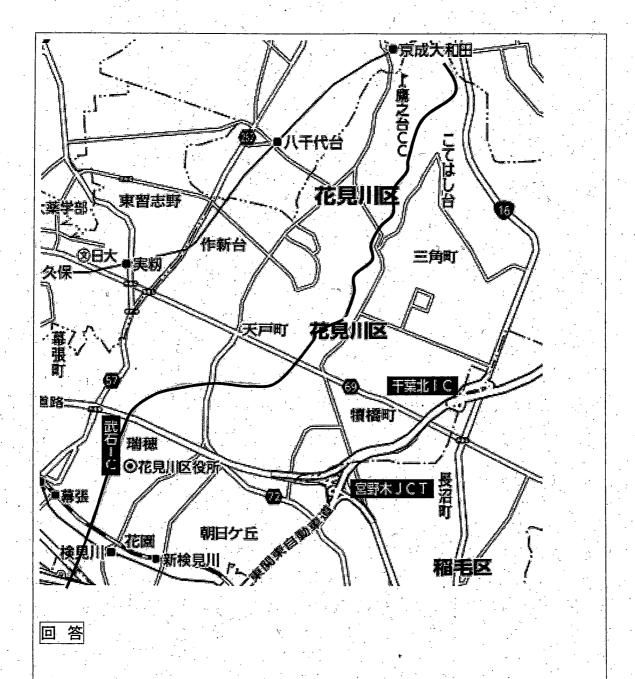
草刈機により草刈りはできましたが、刈った葦などの処理が大変なことは理解できました。

関係各所に伺ったところ、雑草の処分は無理のようです。河川敷からの大量の草の処理をどうしたものか自治会としてもできない相談です。とりあえず積み重ねて、たい肥なってからの処分にしても大変です。河川敷の手入れではこのことを一体どうしているのかお伺いします。

花見川周辺の開発が今後とも進むことは待たれるところですが、花見川の自然を 守ることも必要です。千葉市にとって誇れる場所です。

川岸の桜も大きく成長しましたが、それに従って護岸の痛みも増えています。自然の豊かさに加えて災害対策は万全でしょうか。

この流域の活用について市のビジョンをお示しください。



花見川流域の活用ビジョンについて、花見川は、東京湾の「うみ」から、谷津田などが広がる「さと」をつなぐ都市の骨格の一つであり、四季折々の風景の中で、地域の皆様の生活に潤いを生み出しております。なお、上流、中流、下流の各エリアでまちの個性や課題が異なるため、「保全」と「活用」の2つの視点から、それぞれのエリアの個性を活かした空間形成に取り組むことで、身近に豊かな緑や水辺と触れ合い、沿川の住宅団地などと連携した職住近接のゆとりあるライフスタイルを送ることができる、本市の強みを最大限に活かしたまちづくりを進めていくことを考えております。なお、豊かな自然と生態系が残されている花見川の上流部においては、自然

環境の保全と共に、自然に触れて楽しめる環境作りが大切であるとの考えのもと、 令和元年度より、花島公園お花見広場付近にて、豊かな自然環境を感じながら水 辺に親しむことのできるアクティビティであるカヤック体験等の社会実験を実施して いるところです。

今後も、環境面にも十分配慮するとともに、社会実験の結果も踏まえつつ、花見川の魅力を向上に資する取り組みに関するアイデアやノウハウを持つ民間事業者との連携を図りながら、多くの方々が安心して花見川の魅力に触れ、楽しむことのできる空間の形成を推進して参ります。

花見川サイクリングコースは、独立行政法人水資源機構及び千葉県が管理している印旛放水路(通称:花見川)の管理用通路を千葉市が管理協定を締結したうえでサイクリングコースとして利用しています。利用環境の改善のため、未舗装区間の舗装工事などの対策を講じておりますが、引き続き、歩行者とサイクリング利用者が、ともにサイクリングコースを安全に利用できるように、路面標示や標識等の効果的な場所への設置や管理を行うなど、注意喚起をして参ります。

河川敷の環境整備については、日頃より草刈り等の環境改善にご協力くださり、誠にありがとうございます。本市においては、花見川千本桜緑地とサイクリングコース及びその両脇1mの部分の維持管理を行っており、年3~4回の草刈りを実施しております。それ以外については、河川管理者である千葉県(千葉土木事務所)が必要に応じて草刈りを実施しています。この度の要望事項を千葉県に伝えるとともに、災害対策を含め適切な管理を申し入れるなど、引き続き花見川サイクリングコース及び河川敷の良好な環境確保に向けて、県と連携して取り組んで参ります。

(都市政策課)

(緑政課)

(花見川・稲毛公園緑地事務所)

#### 要望2

「幕張町五丁目中心街から海浜幕張方面へ向かう道路に付き安全確保・利便性向上のための歩行者用交差点改良について(平面交差)」

安全確保及び利便性向上のため、下記図面の交差点の改良を前年に引き続き要望いたします。

幕張イトーヨーカドー前を通る主要地方道千葉鎌ヶ谷・松戸線(以下、主要道路という。)は主要幹線道路の名のとおり相当な交通量となっています。渋滞から退避する為、主要道路とほぼ平行に走っているひび野幕張町線及び 205 号線へと自動車の流れは移動してきています。

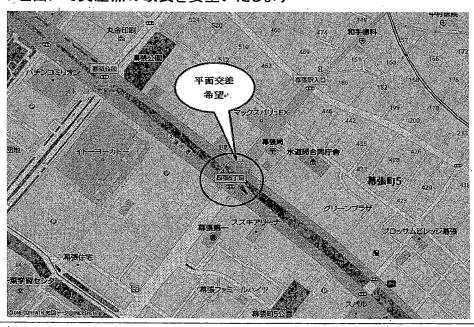
さて、国道 14 号線とひび野幕張町線との大型交差点の利用については標識上、 自転車専用通路を利用するか、交差点反対側のコの字型横断歩道橋を渡るか、イトーヨーカドー前の平面交差点を渡るかの方法しかありません。しかしながら高齢者 にはコの字型の横断歩道橋を利用することは困難であります。

この自転車専用通路の真上には、横断歩道橋がありましたが、現在は構造上、安全の問題から撤去されています。

この自転車専用通路には、多くの人達が違法を承知で歩行利用しているのが現状です。

したがって、利用者の現状を考え、事故が起きる前に自転車専用通路ではなく、 歩行者が利用可能な平面交差化を要望します。国道側の自動車優先ではなく、交 差点を利用する人間優先にしてください。この交差点はイトーヨーカドー前の主要道 路に劣らない道路状況になっています。

上記の理由にて交差点の改良を要望いたします



## 回答

ご要望のありました国道14号幕張5丁目につきましては、木更津側にあった歩道橋が撤去され、歩行者は東京側の歩道橋に迂回する必要があり、不便をきたしていることや、無理な横断による事故が懸念されることから、交差点のコンパクト化による横断距離の短縮など横断者の安全が確保される対策を令和2年及び本年3月に道路管理者である国土交通省千葉国道事務所に要望いたしました。

千葉国道事務所によりますと、交差点をコンパクト化し、歩行者や自転車などが 国道を横断する距離を短くする対策を今年度中に着手するとのことで、着手前には 回覧板等で地元の皆様にお知らせするとのことです。

(道路計画課)

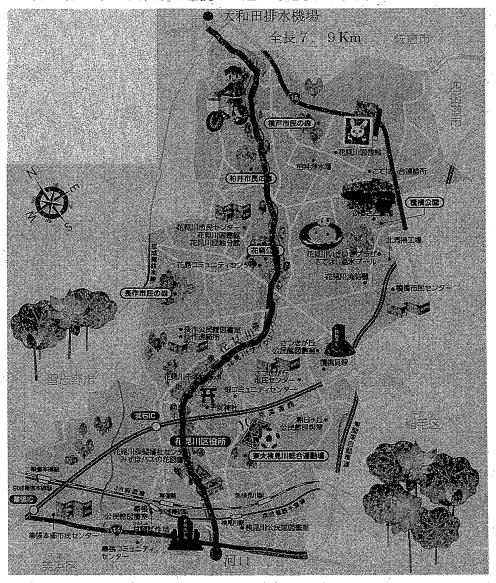
## 要望 3

「花見川区のシンボルである花見川(大和田排水機場から河口まで全長 7.9km) の全流域を公園化することについて」

花見川は異国(千葉以外の藩を指す)の先人が開削した歴史的遺構であり、地域が守るべき貴重な環境、観光資源である。

花島公園やカヤック場、サイクリングロード等部分的に利用されているが、河川 敷の雑木の剪定、伐採等を進め、河川全体の管理を徹底させ、公園化する。

河川管理者である千葉県と連携して進める必要がある。



## 回答

花見川は、花見川区を南北に貫き、印旛沼から八千代市、花見川区及び美浜区、そして東京湾へと流れ込んでおり、その川沿いは、雑木林、竹林、アシ、ススキ等の植生に恵まれ、市内でも有数の野鳥の生息地となっているほか、桜並木が点在し、河川の景観を彩っています。

本市としても、日常生活において緑と水辺を身近に感じ、親しめる潤いある暮らしを享受するとともに次代につなげられるよう、自然と調和したまちづくりを進めることが必要と考えており、川辺の利活用を推進するとともに、豊かな水辺環境の保全を進めていく方針としています。

今後、本市が維持管理を行う花見川千本桜緑地やサイクリングコースはもとより、良好な環境確保に向け、千葉県に申し入れるなど、引き続き県と連携し、河川敷の適正な管理に取り組んで参ります。

(緑政課)

# 花見川区連協総会における役割分担

区 分	報 告 ·議 案 等	令和5年度	令和元年度
司会			理事
開会のことば			理事
議長		花見川中学校区	上の台自治会
·		<b>犢橋中学校区</b>	宮野木台木の宮自治会
議事録署名人		幕張本郷中学校区	稲毛スカイタウン自治会
	会 務 報 告 (報告第1号 町内自治会の異動について)	理事	理事
	議案第1号 令和3年度事業報告		副会長
•,	議案第2号 令和3年度収入支出決算報告	令和4年度会計	会計
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	議案第3号 令和3年度監査報告	監事	幕張松和台自治会
•	議案第4号 令和4年度会長・副会長の承認について	議長	上の台自治会
	議案第5号 令和4年度監事の選任	議長	上の台自治会
	議案第6号 令和4年度主要事業方針(案)		副会長
	議案第7号 令和4年度収入支出予算(案)	令和5年度会計	会計
			朝日ケ丘自治会
監 事		幕張本郷中学校区	千種台ハイツ自治会
閉会のことば			理事

# 区 連 協 通 常 総 会 ・ 役 割 分 担 表

年 度	議長	議事録署名人	監事		
\	History at Market	花園中学校区	こてはし台中学校区		
令和4年度	幕張中学校区	花見川中学校区	天戸中学校区		
		犢橋中学校区	さつきが丘中学校区		
令和5年度	花見川中学校区	幕張本郷中学校区	朝日ケ丘中学校区		
		こてはし台中学校区	花園中学校区		
令和6年度	天戸中学校区 	幕張中学校区	花見川中学校区		
A		天戸中学校区	犢橋中学校区		
令和7年度	さつきが丘中学校区	朝日ケ丘中学校区	幕張中学校区		
	distriction of NETLES	花園中学校区	幕張本郷中学校区		
令和8年度	犢橋中学校区	花見川中学校区	こてはし台中学校区		
		犢橋中学校区	天戸中学校区		
令和9年度	朝日ケ丘中学校区	幕張本郷中学校区	さつきが丘中学校区		
		こてはし台中学校区	朝日ケ丘中学校区		
令和10年度	幕張本郷中学校区	幕張中学校区	花園中学校区		
		天戸中学校区	花見川中学校区		
令和11年度	花園中学校区	さつきが丘中学校区	幕張中学校区		
		朝日ケ丘中学校区	犢橋中学校区		
令和12年度	こではし台中学校区	花園中学校区	幕張本郷中学校区		
		花見川中学校区	こてはし台中学校区		
令和13年度	幕張中学校区	<b>犢橋中学校区</b>	天戸中学校区		
		幕張本郷中学校区	さつきが丘中学校区		
令和14年度	花見川中学校区	こてはし台中学校区	朝日ケ丘中学校区		

※以降繰り返し

# 令和5年度区連協受賞対象者

【町内自治会長の部(表彰内規第1条第1号)】 ※ただし、退任した場合

地区	番号	町内自治会名	氏名	在職期間
ï				R2.4~
_				H26.4~
				H29.4~
••				R2.4~
-		3	ý	H28.4~
				H16.8~
				H31.4~
				H29.4~
_				H21.4~
				H28.4~
,				R2.4~
				R2.4~
,				H22.11~
		<b>*</b>		R2.4~
- * *,			7	H29.4~
	1			H22.5~
		. 9		H28.5~
-, "		A		H29.4~
			7	H31.4~
				H20.4~
			7	H31.4~
	69			H19.4~
				H31.4~
				H27.4~
•				H27.4~
			1	H31.4~
-				R2.4~
	4			H27.4~
`				H28.4~
•				H21.4~
•				H29.4~
			7	H30.5~
				R2.4~
				H23.4~
				H26.4~
				H28.4~
				H9.4~

## 千葉市花見川区町内自治会連絡協議会表彰内規

(平成6年2月16日 内規第2号)

#### (表彰基準)

- 第1条 地域社会発展のため、町内自治会活動を積極的に推進し、その業績が顕著な者で 次の一に該当する者について、会長がこれを表彰する。
  - 1 3年以上引き続いて町内自治会長の職にあって退任した者。
  - 2 地区連絡協議会長の職にあって退任した者。
  - 3 町内自治会長又は地区町内自治会連絡協議会長の職にあって在職中に死亡した者

#### (在職年数の計算)

第2条 在職年数は、満年をもって計算する。

#### (表彰者の決定)

- 第3条 第1条1号の該当者は、理事の推薦により理事会に付議したのち総会において表彰する。
  - 2 第1条2号の該当者については、会長が調査し理事会に付議したのち総会において表彰する。
- 第4条 前条第1項該当者を推薦する場合は、推薦理由を付した推薦書をあらかじめ会長 あてに提出しなければならない。

(表 彰)

第5条 表彰は、表彰状に記念品を添えて贈呈する。

(表彰の禁止事項)

第6条 第1条の各号に該当する表彰は、再表彰しないものとする。

#### 則

- 1 第2条に定める在職年数の計算開始は、平成4年4月1日とする。
- 2/この内規は、平成6年2月16日から施行する。

#### **力**

1 この内規は、平成27年4月10日から施行する。

## 令和5年度 区連協要望事項について

- ◎提出書類は、別紙「花見川区連協要望事項 要望書」様式によりご提出ください。
- ◎締切日は、令和5年6月9日(金)です。
- ◎提出にあたっては、以下の点にご留意ください。

#### 要望事項提出にあたっての留意事項

1 提出する際は、「単位町内自治会」及び「各地区連協」で要望内容を十分に検討した上で、ご提出ください。

なお、要望件数は各地区連協「2件」までとさせていただきます。

- 2 要望内容は「件名」に沿って、原則一項目でお願いいたします。 複数の項目を要望することは、避けていただきますよう、ご協力をお願いいたします。
- 3 要望内容の説明は、詳細かつ簡潔にお願いします。 また、要望箇所が明確になるよう、詳細な位置図も添付してください。

(あて先) 花見川区町内自治会連絡協議会会長

中学校区町内自治会連絡協議会

会 長

令和5年度

# 地区連協要望事項について

このことについて、 中学校区町内自治会連絡協議会における要望事項を、下記 のとおり提出しますのでよろしくお願い申し上げます。

記

件 名

(1)

(2)

※内容の説明は別紙のとおりです。

# 花見川区連協要望事項

件 名					
要望理由 ※ 説明は詳細	細に願います。こ	また要望場所	听の位置図	を添付願います。	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
		·		. · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·
		· ·		· .	
	•	•	, ` .	·	·
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
,					•
	, ,				, ,
		, :			·
	:				
			:		
					·
	······································	·	<del></del>		······································
. ,			· 		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
地区連名	<del></del> 中学	校区	会長名		

# 花 見 川 区 連 協 要 望 事 項

望理由	<u> </u>	
説明は詳	細に願います。また要望場所の位置図を添付願い	ます。
		<u></u>
: <del>-</del>		
<del>-</del>		
· ·		

# 令和5年度市連協専門部会員の選出について(回答票)

# ごみ問題検討委員

※各区連協会長及び2人の委員(合計3人)を各区連協にて選出

(敬称略)

年 度	区名	役職名	氏 名,
	中央区	中央区連協会長	
		中学校区(第 地区)町内自治会連絡協議会会長	
		中学校区(第 地区)町内自治会連絡協議会会長	5, 5, 5, 5, 5, 5, 5, 5, 5, 5, 5, 5, 5, 5
	花見川区	花見川区連協会長	
		中学校区(第 地区)町内自治会連絡協議会会長	
		中学校区(第 地区)町内自治会連絡協議会会長	
	稲毛区	稲毛区連協会長	
		中学校区(第 地区)町内自治会連絡協議会会長	
5 年度		中学校区 (第 地区) 町内自治会連絡協議会会長	
3 千茂	若葉区	若葉区連協会長	
>-		中学校区(第 地区)町内自治会連絡協議会会長	
	¥	中学校区(第 地区)町内自治会連絡協議会会長	
	緑区	緑区連協会長	
		地区(第 地区)町内自治会連絡協議会会長	
		地区(第 地区)町内自治会連絡協議会会長	
	美浜区	美浜区連協会長	
		中学校区(第 地区)町内自治会連絡協議会会長	
, ,		中学校区(第 地区)町内自治会連絡協議会会長	

#### 今和 4 年度

	13	1H = 7-12			*
			中央区連協会長		
	中	央 区	中学校区(第一地区)町内自治会連絡協議会会長		
			中学校区(第 地区)町内自治会連絡協議会会長		
			花見川区連協会長		
	花	見川区	中学校区(第一地区)町内自治会連絡協議会会長		
,			学校区(第: 也区)町内自治会連絡協議会会長		
	, , ,		稲毛区連協会長	7	
	稲	毛区	1中学校区(第 地区)町内自治会連絡協議会会長		* -
			中学校区(第一地区)町内自治会連絡協議会会長		
-	•		若葉区連協会長		
	若	葉 区	中学校区(第一地区)町内自治会連絡協議会会長		
ŧ	2		中学校区(第 地区)町内自治会連絡協議会会長		
			緑区連協会長		
	緑	区	地区(第一地区)町内自治会連絡協議会会長		
			地区(第一地区)町内自治会連絡協議会会長		
:			美浜区連協会長		
-	美	浜 区	中学校区(第一地区)町内自治会連絡協議会会長		7
			中学校区(第一地区)町内自治会連絡協議会会長		